

飯豊町告示第3号

飯豊町自動通話録音機貸与要綱を次のように定める。

令和7年2月3日

飯豊町長 嵐 正 人

飯豊町自動通話録音機貸与要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺対策のための自動通話録音機(以下「自動通話録音機」という。)を町内の高齢者がいる世帯等へ貸与するために必要な事項を定め、もって特殊詐欺被害の防止を図るものである。

(貸与の対象者)

第2条 自動通話録音機の貸与(以下「貸与」という。)の対象者は、次に掲げる要件を全て満たす世帯とする。ただし、町長が特に必要と認める世帯については、この限りでない。

- (1) 飯豊町内に住所を有すること。
- (2) 世帯の構成員に申請日現在満65歳以上である者がいること。
- (3) 自動通話録音機の設置に世帯の全ての構成員が同意していること。
- (4) 飯豊町暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号から第3号の規定に該当しないこと。

(貸与の申請)

第3条 貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、貸与することができる台数の範囲内で、申請者に無償で貸与するものとし、その内容及びこれに付した条件を、飯豊町自動通話録音機貸与決定通知書(様式第2号)により申請者へ通知するものとする。

2 貸与する台数は、一世帯につき一台とする。

(自動通話録音機の設置)

第5条 前条の規定により貸与を受けた申請者(以下「被貸与者」という。)は、貸与を受けた日から起算して一週間を経過する日までに、自動通話録音機を設置するよう努めなければならない。

(設置の促進)

第6条 町長は、自動通話録音機を貸与した日から起算して一週間を経過した日の翌日以降に、速やかに、電話等の方法により、被貸与者が自動通話録音機を設置したかどうかを確認するものとする。

2 町長は、前項の規定による確認の結果、被貸与者が自動通話録音機を設置していない

と認めるときは、設置を促すものとする。

(貸与状況の管理)

第7条 町長は、飯豊町自動通話録音機貸与台帳(様式第3号)に貸与の状況その他の必要な事項を記載するものとする。

(被貸与者の費用負担)

第8条 次の各号に掲げる費用は、被貸与者が負担するものとする。

- (1) 自動通話録音機を設置したことにより発生する電気代
- (2) 故意又は過失により自動通話録音機を破損した場合の修繕又は交換に要する費用
- (3) 自動通話録音機の保証期間を過ぎてからの修繕又は交換に要する費用
- (4) その他自動通話録音機の取付け及び維持管理に要する費用

(転貸及び売却の禁止)

第9条 被貸与者は、自動通話録音機を特殊詐欺被害防止以外の目的で使用し、転貸し、又は売却してはならない。

(貸与の取消し)

第10条 町長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該貸与を取り消し、自動通話録音機を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により自動通話録音機の貸与を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 自動通話録音機が不要になった旨届け出たとき。
- (4) 被貸与者の世帯員全員が飯豊町外に転出するとき。

(廃棄)

第11条 町長は、前条の規定により自動通話録音機を返還させたときは、録音されたデータを全て消去し、自動通話録音機を物理的に破壊した上で廃棄しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年2月3日から施行する。